

# 第1回 多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会

令和5年7月24日(月)

午後2時から午後5時

西会議室棟 第3会議室

出席者 7名

欠席者 2名

事務局 3名

## 1. 開会

(1)委嘱状伝達(机上配付)

(2)市民経済部長挨拶

(3)委員自己紹介【資料1】

各委員の自己紹介を行った。

## 2. 委員会の運営について

(1)多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会について【資料2】

事務局から資料の内容について説明し委員の了承を得た

(2)委員長・副委員長の選出

委員長・副委員長は互選により選出

推薦により委員長、副委員長が選出された。

(3)多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会の会議運営について【資料3】

事務局から資料の内容について説明し委員の了承を得た。

## 3. 議題

(1)多摩市都市農業振興プランスケジュールについて【資料4】

今後のスケジュールについて説明し、委員の承認を得た

※ 仮の日程になっているため、変更が生じる場合がある

### <委員意見>

委員) 10月21日の市民フォーラムの内容の詳細を教えて欲しい

事務局) 多摩市の農業や今回のプランの中間見直しでの検討状況について説明する。その後、参加市

民から都市農業の意見や思い・希望を伺いたいと思っている。

(2)多摩市都市農業振興プラン施策の取組状況一覧【資料5】

## 多摩市都市農業振興プラン施策の取組状況

- 基本方針1 「多様な形態を活かした多摩市農業を目指して」  
全細目数 28項目  
(内訳：着手4件、継続中14件、取り組みが進んだ5件、未着手4件、要検討1件)  
※ 未着手の4件は後期に着手すべきものであり、現時点で未着手でも問題は無いと確認
- 基本方針2 「多摩市農業を支える担い手の育成を目指して」  
全細目数 12項目  
(内訳：継続中9件、取り組みが進んだ3件)
- 基本方針3 「多面的機能を活かした都市農地を目指して」  
全細目数 21項目  
(内訳：着手5件、継続中14件、未着手 2件)
- 基本方針4 「市民と共に支える多摩市農業を目指して」  
全細目数 19項目  
(内訳：着手2件、継続中13件、取り組みが進んだ1件、未着手1件、要検討2件)

### 未着手項目と対応の確認

- (1) 「市場管理・複式簿記・財務等の経営講習会の開催」  
令和3年度農業委員会事業計画にて農業委員会と東京都農業会議による簿記記帳講習会が案として出されたが、意見がまとまらず中止となった、引き続き検討していく。
- (2) 「資源化受け入れ品目の拡大及び残渣の処理の支援の検討（新規）」  
受入品目については清掃工場、資源化センターの処理能力によって決まるが、現行の処理能力のままでも排出方法の工夫により受入が可能になる品目があるかを確認する。
- (3) 「自給的農業者の販売農業者への移行の支援（新規）」  
農業者へ意向調査を実施している。今後、どのような支援ができるか検討する。
- (4) 「無人直売所経営講座の実践（新規）」  
庭先販売している農業者にニーズを確認する。
- (5) 「災害時の農地提供に関する農業者との協定締結の検討（新規）」  
令和3年度の農業委員会と農業者との意見交換会で賛否両論があり、要望まで上げることができなかった。今後も検討を続ける。
- (6) 「事業者によって運営される市民農園開設にあたっての運営基準の設置や指導等の対応の検討（新規）」  
都市農地貸借円滑化法を活用した市民農園開設の基準があるが、民間事業者により設置される市民農園の開設基準を市側でつくる必要があるか
- (7) 「農業者・市民を交えた都市農業振興フォーラム実施の検討（新規）」  
10月21日（土）に意見交換会を実施する予定。

### 要検討項目と対応の確認

- (1) 「土壌改良材供給と連動した有機栽培マニュアルの作成」  
すでに有機栽培マニュアルは普及センターで制作している。改めて、土壌改良剤と連動してマニュアルを作成する必要があるのか、検討して頂きたい

(2) 「生垣・屋敷林等の景観保全」

都市農業と関係の有無について、プランに掲載すべき内容であるか検討して頂きたい

(3) 「市民の協力による農業景観の維持管理の検討（新規）」

援農ボランティアの活動が景観維持につながっているか、またプランに掲載すべき内容であるか検討して頂きたい

<委員意見>

○基本方針1 「多様な形態を活かした多摩市農業を目指して」

未着手4件、要検討1件

委員) 今年3月、東京都が「東京農業振興プラン」を改定、また、国では「みどりの食料システム戦略」を掲げている。そのため、「多摩市都市農業振興プラン」の中間見直しについて、東京都と国の方針と整合性を図ることが大事である。

委員) 5年間で国や東京都で情勢変化があったことに対し、事務局で今回の見直しで織り込むべきものは把握しているのか。

事務局) 今回の委員会では、現在の進捗状況を把握し、「東京農業振興プラン改定」、国の方針を踏まえて各項目を調整していきたい。事務局の案を提出する。

副委員長) 未着手一覧で「市場管理・複式簿記・財務等の経営講習会の開催」について、他市では月1回、講習を実施しており、女性や若い方々が参加し、参加者でのコミュニケーションの場にもなっている。デジタル活用の話もある。多摩市でもこのような講習を開催してみてもどうか。予算は、東京都農業会議で対応することができる。

委員長) 以前は意見がまとまらなかったことであるが、副委員長の話を聞いて、帳簿付けの講習を開催してみるのはいかがでしょうか。

事務局) このような講習を開催することは可能だと思う。

事務局) 若い人はデジタルで取り組んでいるので台紙をつかった需要がないのではないかとの話だったので、副委員長の話があれれば、実際、違った結果になっていたのではないかと。

副委員長) 2～3人でも実施することは可能。農業者へご案内して欲しい。

委員) 10月からインボイス制度がスタートする。多摩市の農業者の現状はどのようになっているのか。

事務局) 農業者がどのような対応するのかは個々の農業者の判断。市で個別的には把握していない。

副委員長) 他市では、取引先との関係でインボイス制度を採用する農業者もいる。消費税は今まで申告しなくてよかったが、インボイス制度が開始されることで申告が必要となり、経費が増加する。

委員長) インボイス制度について、農業者へ講習を受けてもらう必要があるのではないかと。

委員) 今回のプラン改定において、10月開始の中、新たにこの制度を検討する農家も出てくるのではないかと。

委員長) そのことを念頭において、考えていくべきである。

副委員長) 無人直場所について、東京都の補助事業により東京都内では自動販売機が普及しているが、多摩市内はどのようになっているか。

事務局) 多摩市ではまだ自動販売機の導入をした農家は少ないが、最近、自動販売機を1機、購入した農業者がいる

副委員長) コロナ禍に都の直轄の補助事業として農産物の自販機購入補助金を出したため、東京都内の農業者の自動販売機が増えたような感じがする。

委員) 東京都の補助率は高いものであった。しかし、コロナ禍の補助金であり、現在、この項目の補助金はない。

委員) 人通りが少ない場所の庭先販売は、販売野菜が盗まれることが多い。そのようなことから、市民から庭先販売のマップを作成して欲しいと言われるが、農業者の一部には否定的な方々がいる。

委員) 東京都農林総合研究センターにおいて、カメラ付き、YouTube で自動販売機の現場を発信するハイスペックな無人直売所を開発した。盗難対策や販売物の在庫管理が可能になる。このような自販機を導入するか否かは農業者の判断になる。

事務局) 要検討「土壌改良材供給と連動した有機栽培マニュアルの作成」について、委員のみなさんの意見を伺いたい。土壌改良材とは多摩市の資源化センターに持ち込まれた草・枝をチップ化して発酵させ、堆肥の一步前の段階にしたものである。土壌改良材に何かを混ぜ込んで熟成させれば、堆肥にもなる。良い堆肥にするためには炭素と窒素の割合を均等にして再発酵させるとよい。有機栽培マニュアルは普及センターで作成済みだが、こちらの内容をこのままプランに掲載するか、内容を変更するのか、委員の意見を伺いたい

委員) 国の「みどりの食料システム戦略」で有機農業の栽培管理を促進するというが、2年以上、農薬も化学肥料も利用しない栽培が有機栽培である。2030年までに農薬の使用量を10%低減、化学肥料の使用量を30%低減、2050年までに農薬の使量を30%低減、化学肥料の使用量を50%低減としているが、現状では厳しい状況である。

副委員長) 市側で専門的な職員が在籍しているわけではないため、マニュアルをつくるのは大変である。また、有機栽培という表現を使用することは厳しい状況である。有機栽培でなくとも、もうすでに多くの農業者は、減農薬・減化成肥料による安全・安心に食べてもらえる作物をつくっている。

事務局) 多摩市内の有機栽培の農業者は市で把握しているところで3件、うち2件はJAS認証をとっておらず、有機農法ではなく正しくは「有機的農法」である。3件ともそれぞれ農法が異なり、統一された農法は存在しない。そのため市側でマニュアルをつくる必要はないと思っており、削除したい項目である。

委員) マニュアル作りを目的とするのではなく、「環境保全型農業を推進していく」ことへ目標を置き換えるのはどうか。

事務局) 次回までに事務局で案を作成する。

委員) 私は資源循環型農業を行うべきと思っている。例として落ち葉を市民に呼び掛けて、エコプラザへの落ち葉の回収を市民に呼びかけて、土壌改良剤にまぜて、農業者や市民へ配付することを考えている。そのことからこの案文は残して欲しい。

委員長) 今回の議論をもとに、どのように変更したらよいか、検討して欲しい

委員) 国の「みどりの食料システム戦略」は、脱炭素を国が初めて打ち出した農業施策である。脱炭素を実現できることはカーボンニュートラルにつなげることになる。この点も踏まえて考慮して欲しい

委員長) 基本方針2「多摩市農業を支える担い手の育成を目指して」について、未着手、要検討の項目がないが、さらにご意見はあるのか

副委員長) 多摩市の「後継者育成セミナー」の成果はどのようなものか。

事務局) 「後継者育成セミナー」は、多摩市では令和元年から毎年開催している。1回目は市内で農業を継いだ方々のパネルトーク、2回目は農業者の相続について、3回目は就農するにあたって最低限必要な基本的な知識の説明、4回目は1回目のパネリストの圃場のバスツアーを実施した。最近、後継者セミナーの参加者が、都市農地貸借円滑化法を活用して親から全ての農地を借り上げて、認定新規就農者になるための手続きを行った。

委員) 私もパネリストの役割を担ったことで、どんなことを考えて就農したかを振り返る機会になった。今後、新しく、若い方、特に次の世代(小学生や現役世代へ)へ、農業の楽しさ等を伝えることができたならさらによい。

副委員長) 多摩市内の女性農業者の集まりは開催しているのか

事務局) 多摩市農業委員会の女性委員が農業委員の女子会を実施している。

委員) 農業委員に選任された際、同じ農業委員の女性3人(大学教授、元議員さん、地元の農業者)で、農業委員会のあと、お茶会を開いて勉強した。それが女子会になっている。先月、女性の農業委員さんが1名、増えたため、農業者、市民を巻き込んで、多摩市の農業者のあるべき姿を考えていきたい。

委員長) 多摩市の援農ボランティアの状況はどのようになっているか。

事務局) 講習生の受入農業者は6件。全体講習等にも協力いただいている農業者もあわせると12件の農業者の協力をいただいている。講習会を修了して援農ボランティアとして名簿登録された方が53名いる。本来、本市の援農ボランティアは、農業者が農作業等でサポートが必要などきに農作業等に協力して頂く方々であるが、昨年までは農業者からの派遣要請がなかった。毎年、援農ボランティアは増えていくのに、派遣要請がないことから、去年と今年は募集人数を絞った。講習内容は、約一年間座学での講義やボランティア受入農家での実習である。講習修了生は「援農ボランティア」として名簿登録される。今年は5人の講習生が講習を受けている。

事務局) 去年は2件の派遣要請があった。援農ボランティアの効率的な活用のため、広くボランティアへの連絡が可能なLINEオープンチャットを、多摩市農産物応援サイト「あぐりあぐり」の運営者が作成した。派遣要請を受けてから派遣までのタイムラグが縮小されたことにより、派遣要請し易くなった。

委員) 援農ボランティアの派遣要請を含めたマニュアルを作成して欲しい。

委員) 農業者が農作業のサポートを必要とする場合、援農ボランティアという方法もあるが今年からスタートした東京都の「妊娠・出産・育児期の女性農業者等を支援する事業」を活用するのはどうか。女性の農業者が出産・子育てなどの理由により農作業ができない場合、代替する人材を雇用する費用の一部を東京都が助成する制度である。

### ○基本方針3 「多面的機能を活かした都市農地を目指して」

未着手2件

委員長) 災害時の農地提供について農業者と全く締結していないのか。また、農協と災害時に締結した内容はどのようなものか。

事務局) 災害時において農協とは物資提供の協定を締結している。農業者との協定となる、災害時の一時避難場所としての農地提供について、農業者の中で賛否両論があり、個々の農業者とは協

定の締結ができていない。

委員長)「事業者によって運営される市民農園開設にあたっての運営基準の設置や指導等の対応の検討(新規)」についてはどうか。

事務局)民間事業者が運営する市民農園について市が運営基準を設置すべかどうか。この項目について未着手にするか、要検討にするか、悩んだ。

副委員長)民間事業者ではなく農業者自らが開設する市民農園について、現状多摩市での開設は無いのか。

事務局)農業者が開設する市民農園はない。今後、市側では、農家開設型市民農園を増やそうと農業者へご案内しているが、未だにこの話を受ける農業者はいない。多摩市内、農業者が開設している体験農園は2ヶ所、民間事業者が開設している市民農園も2ヶ所ある。

副委員長)多摩市が農業者から借りて運営している市民農園は何か所になるのか。

事務局)多摩市ではそのような市民農園を「家庭菜園」と言い、現在6ヶ所ある。用地は宅地内農地である。家庭菜園において、利用者の権利意識が高く、ルールを守らないことが問題となっている。家庭菜園の業務の所管は、経済観光課 農政担当である。

事務局)家庭菜園の利用者を3年ごとに更新しているが、毎回、同じ利用者が応募している。抽選を行うため、区画は変更となるが、同じ利用者が同じ菜園を使い続けている。

委員長)農業者が開設する農園を増やしたいのであれば、市側でマニュアルを作成する必要があるのではないか。

事務局)農業者が開設する農園を増やすためにはマニュアルは必要だと思っているが、民間事業者で運営される農園に対しても市側がマニュアルを作成する必要があるか。当時、どのような考え方でつくられた施策なのか、過去の資料を見ても分からない。多摩市の家庭菜園の代替として事業者が運営する農園を紹介する場合、面積3㎡~8㎡で、年間約10万円の料金設定であるため、代替としての活用が金額面で厳しい。農業者が開設する比較的安価な農園の開設を進めていきたい。そのようなことから「事業者によって」を「農業者によって」へ変更すればよいと思うが、いかがか。

全委員)異議なし

委員長)「農地の耕作状況の把握」は、どのようなことを行っているのか。

事務局)多摩市は秋に実施する法定調査である「農地利用状況調査」の他に、夏季にも任意の農地パトロールを実施している

事務局)適正な農地管理ができていない場合、文書指導の前に農業委員から直接、該当の農地の所有者へ口頭指導している。

委員長)農業委員会として、農地パトロールを実施した結果、適正の農地を管理するために行って欲しいことはあるか。

事務局)農地の適正管理が行き届いていない人かいるが、2つのパターンに分かれる。1つ目は農地が多すぎるために農地を管理できていない人、2つ目は本人のやる気や身体的問題で農地を管理できていない人である。前者は都市農地貸借円滑化法が施行されたことから、農地を貸しやすく、期間を定めたことで、満了時には農地が返還される生産緑地での市民農園の開設がしやすくなった。そのため、農業者の開設型の農園を強く進めているが、まだ、1件も開設にはいたっていない。後者の場合、援農ボランティアの派遣要請を活用して欲しいと強く依頼しているが、他人が圃場に入ることを嫌う農業者が多い。

委員) 狭い農地において、高度の技術で収益を上げていく農業はどのようになっているのか。今後、5年間でこのような農業を推進することは厳しい状況か

事務局) 多摩市の多くの農業者は農業所得とは別に所得があり、農業収益を上げるために農産物栽培高度化施設に興味を示す者は少ない。農産物栽培高度化施設を自分の農園でつくる場合、その設置等の金額も高額であるためなかなか厳しいのではないか。

委員) 農福連携の見込みはどのようになっているのか。

事務局) 連光寺6丁目の農業公園づくり構想があり、その場所で農福連携ができないか検討中である。連光寺6丁目の農業公園づくり構想では検討会を立ち上げて、構想等について議論している。この場所は環境保全地域であるため、利用する上で様々な制限があり、また、市有地、都有地であるため、収穫したものを販売ことなどにも制限がある。

委員) 実際に福祉団体の事業者は作業員へ工賃を支払う必要がある。市場と同等の工賃を支払える程の農産物の販売収入を得ることができるのかという課題がある。また、多摩市内の農業者で福祉団体へ工賃を支払って、農作業を依頼しているのは何件か。福祉団体が賃借している農地はあるのか。

事務局) 連光寺6丁目農業公園は環境保全上のルールから制限されていることが多く、都有地も含まれるため、販売についても制限がある。そのため、多額の農産物販売収入を得ることは難しい。工賃を支払って雇用しているケースとしては、市で把握しているところでは、諏訪在住の農業者が福祉団体へ工賃を支払って、農作業を依頼しているところがある。また、福祉団体が農家から賃借している農地はないと思われる。

#### ○【基本方針④】市民と共に支える多摩市農業を目指して

未着手1件、要検討2件

事務局) 未着手の「農業者・市民を交えた都市農業振興フォーラム実施の検討(新規)」は、10月21日に市民フォーラムを実施予定。開催日が近づいてきたら内容等を検討する。要検討の項目「生垣・屋敷林等の景観保全」は、果たしてこれは農業施策と言えるものか。また、「市民の協力による農業景観の維持管理の検討(新規)」の項目は、援農ボランティアの活動にむすびつくのではないか。援農ボランティアに結び付くのであれば、要検討ではなく。継続中の案件となる。2つの項目の捉え方について、委員のご意見をお聞きしたい。

副委員長) 屋敷林は農地ではないため、固定資産税や相続税等の税金問題で話題になる。また、自治体の農業振興施策の中で屋敷林を残すことは厳しいのではないか。

委員) 高台から水田を見ると、特に、田植えの時期は景観がよい。しかし、水田を近くで見るとゴミが散乱している。また、草も生い茂っている。そのため、市民や援農ボランティアと協力して、水田の近場でもきれいな景観をつくるのがよいのではないか。

委員) 水田の話から酒米、そして、お酒「原峰のいづみ」をこの先も継続して生産することができるのか。

委員) 今年、酒米の植え付けをやめた。高齢化の流れもあり、私の農家のみが植え付けするのも厳しい状況である。そのため、お酒「原峰のいづみ」は生産せず、在庫がなくなり次第販売終了となる。地元の方々には、「原峰のいづみ」を好んでもらっていたため、寂しい思いがある。

事務局) 市内では酒米の稲作農家が4件あったが、少しずつ減少して、今日、市内の酒米の稲作農家がゼロとなった。酒米から味噌もつくっていたことから、酒米がなくなると、味噌も作ることが

できず、味噌もそのまま生産終了となる。農業景観を守る活動といえば援農ボランティアの活動もあるが、連光寺農業公園の市民サポーター活動も入るのではないか。

委員長) 水田を維持するために援農ボランティアへ依頼を行ったのか。

委員) 稲作については、植え付けなどを含めて機械化を進めた。そのため、援農ボランティアの入る余地はない。機械化のためあつという間に作業が完了する。酒米を作るのをやめたのは担い手不足からの事ではない。

委員長) 本日はこのような意見が出たとのことで、それを念頭に次回以降、議論があったことを踏まえて考えて頂きたい。

事務局) 「生垣・屋敷林等の景観保全」はどうか

委員長) 今のところは否定的な意見が多かったとのこと。削除することにする。他にご意見が無ければ本日の議題は終了する。

#### 4. その他

##### (1) 今後の会議日程について

次回の委員会の会議や市民フォーラム（説明会）について以下の日時で委員から了承

・第2回 多摩市都市農業振興プラン改定検討委員会

9月11日（月）14時～17時

・市民説明会（市民フォーラム）

10月21日（土） 午前10時～12時

※多くの市民に参加して頂きたいため、委員のみなさんからも周知を

##### (2) その他

特になし

終了